

○ 財務省告示第三十二号
平成二十八年一月十二日より告示に施行する。規則は平成十一年政府短期証券の規定に基づき、大蔵省の発行である。

國庫短期財務証券（第五百八十九回）

行 二 令
二 十 八 年
条 件 等 を 次 の と お り 告 示
政 府 資 金 調 達 事 務 取 扱
六 号 一 第 五 条 第 十 一 項 の 規 则
第 二 十 八 年 二 月 四 日 に 発 行 し た 政 府 短 期 証 券 の 規 定 に 基 づ き 、 大 蔵 省 の 発 行 す る。

四 三 二 一
四 發 行 方 法 用 振 替 法 の 適 用 法
發 行 方 法 の 適 用 法
の 法 律 及 び 根 拠
條 项 及 び 根 拠
の 法 律 及 び 根 拠
發 行 号 名 称 及 び 記
發 行 号 名 称 及 び 記
發 行 号 名 称 及 び 記

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ競争は受けれるもとの規則は日本銀行の規則による發行に下競争して行とし、「札わする。その規定

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 価 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の
千 三 三 四 万 七 千 百 兆 円 百 七 円 九 円 百 百 九 二 十 億 九 八 億 千 二 六 千 百 十 五 三 万 万 七 四 千	額 額 面 面 金 金 額 額 で で 三 四 千 兆 七 九 百 百 九 億 十 七 九 千 。 億 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の 。 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非	

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九		
払 者	入 場	元 金	償 還	償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	振 替 単 位
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 札	債 格	札 市	格 行	
日 期	加 参	払 支	額 金	限 期	競 第	競 市	發 競	価 行	
日 期	加 加	額 額		發 競	I	加 場	行 爭	格 日	
平 成 二 十 八 年 一 月 一 月 十 二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を き 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円 に う 、 つ 。 そ が き の 百 円 業 業 日 に	額 面 金 額 百 支 き 払 は と 、 金 額 を と 、 年 年 、 期 月 月 銀 行 翌 営 業 業 日 に	償 還 ・ 期 札 格 第 市 發 競 I 加 場 行 爭 格 日	當 た 成 し 、 れ 、 年 、 四 月 月 十 一 日 休 日 日 に	平 成 二 大 十 八 年 一 月 一 月 十 二 日	毛 面 金 額 百 円 に の つ き 百 円 業 業 日 厘 厘 以	す 成 。 整 數 百 年 の 一 月 十 二 日 厘 厘 と	額 の 記 載 法 又 は 規 定 の 金 額 は 、 る 最 振 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿